「建設発生土処分先一覧表掲載申請及び審査要領」に係る様式　新旧対照表

・改正箇所は赤字下線

【新】R７.1.1　施行

様式第１号（第３条，第９条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

申請者（事業者）名称
代表者　　押印不要（申請時には削除）

申請書（更新申請書）※

このことについて，次の施設を建設発生土処分先一覧表に掲載したいので，関係する書類及び図面を添えて申請します。

施設	施設の種類		受入地・リサイクルプラント※
	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
		ＦＡＸ	
		E-mail	
	現場管理責任者氏名		
申請者（事業者）	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
		ＦＡＸ	
		E-mail	
	担当者氏名		

※不要な文字は，二重線で取り消すこと

（備考）

・受入地（一時堆積）の削除

【旧】R5.9.28　施行

様式第１号（第３条，第９条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

申請者（事業者）名称
代表者　　押印不要（申請時には削除）

申請書（更新申請書）※

このことについて，次の施設を建設発生土処分先一覧表に掲載したいので，関係する書類及び図面を添えて申請します。

施設	施設の種類		受入地・受入地（一時堆積）・リサイクルプラント※
	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
		ＦＡＸ	
		E-mail	
	現場管理責任者氏名		
申請者（事業者）	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
		ＦＡＸ	
		E-mail	
	担当者氏名		

※不要な文字は，二重線で取り消すこと

（備考）

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行
様式第２－２号（第３条，第９条関係） （建設発生土リサイクルプラント用） 受入価格・処理土販売価格表 １　建設発生土を受け入れる単価 土質 / 単価（円／m³） 砂，砂質土，礫質土 粘性土 岩塊・玉石交じり土 破砕岩（軟岩） 破砕岩（硬岩） 備考）・地山土量１m³当りの単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０ｔ車）で搬入する場合の単価を記入すること。 ・消費税抜きの単価を記入すること。 ２　処理土を販売する単価 １）販売単価※ 項目 / 単価（円／m³） 処理土・改良土 備考）・ほぐし土量１m³当りの工場渡し単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０ｔ車）にバックホウ（山積 0.8m³）で積み込む費用に相当する経費を単価に含めること。 ・施設から搬出先までの運搬費用を単価に含めないこと。 ・消費税抜きの単価を記入すること。 ２）販売する処理土の供給能力 m³／日　（　m³／月） ３）販売する処理土の用途ごとの要求品質適合の是非 工作物の埋戻 / 道路路床盛土 / 土木構造物の裏込 / 道路路体盛土 / 河川堤防（一般） / 宅地造成 備考）別紙「用途ごとの要求品質」を参考に，適否に応じて○又は×を記入すること。 その他，販売する処理土の品質 ※県発注工事に使用する処理土の販売を希望しない場合は，販売単価の表内を斜線で取り消すこと	・旧様式 2-2 と 2-3 の合体 ・重複及び不要な文言の削除	様式第２－２号（第３条，第９条関係） （建設発生土リサイクルプラント用） 令和　年　月　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者（事業者）名称 代表者 押印不要 （申請時には削除） 受入価格表 有効期限　年　月　日～　年９月３０日 施設 / 名称 / 所在地 / 住所 事業者 / 名称 / 所在地 / 住所 建設発生土を受け入れる単価 土質 / 単価（円／m³） 砂，砂質土，礫質土 粘性土 岩塊・玉石交じり土 破砕岩（軟岩） 破砕岩（硬岩） 備考）・地山土量１m³当りの単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０ｔ車）で搬入する場合の単価を記入すること。 ・消費税抜きの単価を記入すること。

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第２－３号（第３条，第９条関係）（削除）	・旧様式 2-2 と 2-3 の合体	様式第２－３号（第３条，第９条関係） （建設発生土リサイクルプラント用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者（事業者）名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 処理土販売価格表 有効期限　　年　　月　　日～　　年９月３０日 施設：名称／所在地：住所 事業者：名称／所在地：住所 １）販売単価 項目：処理土・改良土※／単価（円／m³） 備考）・ほぐし土量１m³当りの工場渡し単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０t車）にバックホウ（山積 0.8m³）で積み込む費用に相当する経費を単価に含めること。 ・施設から搬出先までの運搬費用を単価に含めないこと。 ・消費税抜きの単価を記入すること。 ２）販売する処理土の供給能力 m³／日　（　m³／月） ３）販売する処理土の用途ごとの要求品質適合の是非 工作物の埋戻／道路路床盛土／土木構造物の裏込／道路路体盛土／河川築堤（一般）／宅地造成 （空欄） 備考）別紙「用途ごとの要求品質」を参考に，適合するものに○，適合しないものに×を記入すること。 その他，販売する処理土の品質 ※不要な文字は，二重線で取り消すこと	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第２－３号（第３条関係） （建設発生土リサイクルプラント用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 確　約　書 建設発生土リサイクルプラントの掲載申請に当たり，次のとおり対応することを確約します。 また，以下に違反する事実が明らかになった場合には，掲載を取り消されても異議はありません。 １　申請する建設発生土リサイクルプラントにおいて，土砂の崩落又は流出等の事故が発生した場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ２　申請する建設発生土リサイクルプラントに汚濁水又は流出土砂等による影響があった場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ３　申請する建設発生土リサイクルプラント外の道路について，次のとおり対応します。 （１）　土砂の搬入・搬出により施設外の道路が汚れた場合は，清掃等は事業者の責任において行います。 （２）　国道及び県道等から施設に至る道路について，土砂の搬入・搬出により周辺に被害が生じた場合，及び苦情があった場合は，事業者の責任において対応します。 ４　県の要請による調査及び現地調査等の実施に当たっては，全面的に協力します。 ５　当初申請書類の記載と異なる行為を行う場合は，変更申請書類を提出します。 ６　申請する建設発生土リサイクルプラントからの土砂の搬出は，関係法令を遵守し，土砂の崩落，飛散，流出その他の災害が発生するおそれがなく，周辺の生活環境の保全に配慮した搬出先に対して行います。 ７　建設発生土処分先一覧表に起因してトラブルが発生した場合は，事業者においてその解決にあたります。	・様式号ずれ	様式第２－４号（第３条関係） （建設発生土リサイクルプラント用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 確　約　書 建設発生土リサイクルプラントの掲載申請に当たり，次のとおり対応することを確約します。 また，以下に違反する事実が明らかになった場合には，掲載を取り消されても異議はありません。 １　申請する建設発生土リサイクルプラントにおいて，土砂の崩落又は流出等の事故が発生した場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ２　申請する建設発生土リサイクルプラントに汚濁水又は流出土砂等による影響があった場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ３　申請する建設発生土リサイクルプラント外の道路について，次のとおり対応します。 （１）　土砂の搬入・搬出により施設外の道路が汚れた場合は，清掃等は事業者の責任において行います。 （２）　国道及び県道等から施設に至る道路について，土砂の搬入・搬出により周辺に被害が生じた場合，及び苦情があった場合は，事業者の責任において対応します。 ４　県の要請による調査及び現地調査等の実施に当たっては，全面的に協力します。 ５　当初申請書類の記載と異なる行為を行う場合は，変更申請書類を提出します。 ６　申請する建設発生土リサイクルプラントからの土砂の搬出は，関係法令を遵守し，土砂の崩落，飛散，流出その他の災害が発生するおそれがなく，周辺の生活環境の保全に配慮した搬出先に対して行います。 ７　建設発生土処分先一覧表に起因してトラブルが発生した場合は，事業者においてその解決にあたります。	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第３号（第３条関係） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 誓　約　書 建設発生土リサイクルプラント※ 建　設　発　生　土　受　入　地　の掲載申請に当たり，申請者が次の各号のいずれにも該当 しないことを誓約します。 また，該当することが明らかになった場合には，掲載を取り消されても異議はありません。 １　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ２　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２９条第１項第７号又は第８号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され，又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され，その取り消しの日から５年を経過しない者 ３　前号の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に，建設業法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集，運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者で当該届出の日から５年を経過しないもの ４　前号に規定する期間内に同号に規定する届出があった場合において，同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で，当該届出の日から５年を経過しないもの ５　建設業法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者 ６　建設業法第２９条の４の規定により営業を禁止され，その禁止の期間が経過しない者 ７　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ８　建設業法，建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３条の２各号に掲げるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したことにより，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ９　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） １０　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの １１　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの １２　法人でその役員等又は使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの １３　個人で使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの １４　暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※不要な文字は，二重線で取り消すこと	・受入地（一時堆積）の削除	様式第３号（第３条関係） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 誓　約　書 建設発生土リサイクルプラント※ 建　設　発　生　土　受　入　地　の掲載申請に当たり，申請者が次の各号のいずれにも該当 建設発生土受入地（一時堆積） しないことを誓約します。 また，該当することが明らかになった場合には，掲載を取り消されても異議はありません。 １　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ２　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２９条第１項第７号又は第８号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され，又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され，その取り消しの日から５年を経過しない者 ３　前号の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に，建設業法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集，運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者で当該届出の日から５年を経過しないもの ４　前号に規定する期間内に同号に規定する届出があった場合において，同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で，当該届出の日から５年を経過しないもの ５　建設業法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者 ６　建設業法第２９条の４の規定により営業を禁止され，その禁止の期間が経過しない者 ７　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ８　建設業法，建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３条の２各号に掲げるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したことにより，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ９　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） １０　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの １１　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの １２　法人でその役員等又は使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの １３　個人で使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの １４　暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※不要な文字は，二重線で取り消すこと	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第４－２号（第３条，第９条関係） （建設発生土受入地用） 受入価格表 建設発生土を受け入れる単価 土　質 / 単　価　（円／m³） 全ての土質 / 備考）・地山土量１m³当りの単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０t車）で搬入する場合の単価を記入すること。 ・消費税抜きの単価を記入すること。 ・全ての土質とは次のとおり。 （・砂，砂質土，礫質土 ・粘性土 ・岩塊，玉石交じり土 ・破砕岩（軟岩，硬岩））	・重複及び不要な文言の削除	様式第４－２号（第３条，第９条関係） （建設発生土受入地用） （建設発生土受入地（一時堆積）用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者（事業者）名称 代表者　押印不要（申請時には削除） 受入価格表 有効期限　　年　　月　　日～　　年９月３０日 施設 / 名称 / 所在地 住所 事業者 / 名称 / 所在地 住所 建設発生土を受け入れる単価 土　質 / 単　価　（円／m³） 全ての土質 （・砂，砂質土，礫質土 ・粘性土， ・岩塊・玉石交じり土 ・破砕岩（軟岩，硬岩）） 備考）・地山土量１m³当りの単価を記入すること。 ・ダンプトラック（１０t車）で搬入する場合の単価を記入すること。 ・消費税抜きの単価を記入すること。	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
（削除）	・受入地（一時堆積）の削除	様式第５－１号（第３条関係） （建設発生土受入地（一時堆積）用） **事業計画書** １　施設の概要 （１）面積　施設全体敷地面積：　○○○○ｍ² （２）容量　最大受入容量　：　○○○○○ｍ³ （３）受入能力　日当り受入能力　○○○ｍ³／日　（年当り受入能力　○○○○○ｍ³／年） （４）搬出能力　日当り搬出能力　○○○ｍ³／日　（年当り搬出能力　○○○○○ｍ³／年） （５）簡易処理方法 処理方法／処理の有無／使用する機械等 異物・ガラ選別／／例：手選別，バックホウ，バー式スクリーン等 良質土混合／／例：バックホウ，スケルトンバケット等 改良材混合／／例：バックホウ，スケルトンバケット等 注）処理の有無は○又は×を記入し，使用する機械等は名称，製品名及び型番等を記入すること。 （６）受け入れた土の品質低下を防ぐ管理方法 （　） 例：降雨・降雪時はシート養生を行う等 （７）搬出する土砂の品質管理方法 （　） 例：含水比・湿潤密度・粘度・コーン指数・ＣＢＲ値等の土質試験，目視による含水比・土質区分の確認等 ２　発生土受入条件 （１）受入可能土質 （　） 例：シルト分○○%以下，含水率○○%以下，コーン指数○○○kN/m²以上 注）受入可の場合○，不可の場合×を記入すること。 肥土／表土／泥土／破砕岩／搬入可能最大粒径 ／／／／ｃｍ （２）受入可能時間　午前○○時○○分　～　午後○○時○○分 （３）受入可能曜日　○曜日　～　○曜日 （４）受入手続き及び管理 受入手続き方法：ＴＥＬ・ＦＡＸ／その他（　） 受入管理方法：受入伝票／マニフェスト／その他（　） 注）該当するものに○を記入すること。その他の場合は，別途詳細内容を記入すること。受入伝票により管理する場合は，様式を添付すること。	
（削除）			

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
	・受入地（一時堆積）の削除	様式第５－２号（第３条関係） （建設発生土受入地（一時堆積）用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 申請者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 確　約　書 建設発生土受入地（一時堆積）の掲載申請に当たり，次のとおり対応することを確約します。 また，以下に違反する事実が明らかになった場合には，掲載を取り消されても異議はありません。 １　申請する建設発生土受入地（一時堆積）において，土砂の崩落又は流出等の事故が発生した場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ２　申請する建設発生土受入地（一時堆積）に汚濁水又は流出土砂等による影響があった場合は，事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに，関係機関等に連絡します。 ３　申請する建設発生土受入地（一時堆積）外の道路について，次のとおり対応します。 （１）　土砂の搬入・搬出により施設外の道路が汚れた場合は，清掃等は事業者の責任において行います。 （２）　国道及び県道等から施設に至る道路について，土砂の搬入・搬出により周辺に被害が生じた場合，及び苦情があった場合は，事業者の責任において対応します。 ４　県の要請による調査及び現地調査等の実施に当たっては，全面的に協力します。 ５　当初申請書類の記載と異なる行為を行う場合は，変更申請書類を提出します。 ６　申請する建設発生土受入地（一時堆積）からの土砂の搬出は，関係法令を遵守し，土砂の崩落，飛散，流出その他の災害が発生するおそれがなく，周辺の生活環境の保全に配慮した搬出先に対して行います。 ７　「建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要領」に定めに従って，建設発生土受入地（一時堆積）からの土砂の搬出状況等を，定期的に報告します。 ８　建設発生土処分先一覧表に起因したトラブルが発生した場合は，事業者においてその解決にあたります。	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第６号（第６条関係） 令和　　年　　月　　日 事業者名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 掲　載　通　知　書 建設発生土リサイクルプラント 令和　　年　　月　　日付けで申請の　建　設　発　生　土　受　入　地　について審査した結果， 建設発生土リサイクルプラント 次の　建　設　発　生　土　受　入　地　を指定処分の候補地として，建設発生土処分先一覧表に 掲載することとしたので通知します。 １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地	・受入地（一時堆積）の削除	様式第６号（第６条関係） 令和　　年　　月　　日 事業者名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 掲　載　通　知　書 建設発生土リサイクルプラント 令和　　年　　月　　日付けで申請の　建　設　発　生　土　受　入　地　について審査した結果， 建設発生土受入地（一時堆積） 建設発生土リサイクルプラント 次の　建　設　発　生　土　受　入　地　を指定処分の候補地として，建設発生土処分先一覧表に 建設発生土受入地（一時堆積） 掲載することとしたので通知します。 １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第７号（第７条関係） 令和　　年　　月　　日 申請者（事業者）名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 不　掲　載　通　知　書 建設発生土リサイクルプラント 令和　　年　　月　日付けで申請の　建　設　発　生　土　受　入　地　について審査した結果， 次の理由により，建設発生土処分先一覧表には掲載しないこととしたので通知します。 １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地 ３　不掲載の理由　　○○○○○○○○○○	・受入地（一時堆積）の削除	様式第７号（第７条関係） 令和　　年　　月　　日 申請者（事業者）名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 不　掲　載　通　知　書 建設発生土リサイクルプラント 令和　　年　　月　日付けで申請の　建　設　発　生　土　受　入　地　について審査した結果，　建設発生土受入地（一時堆積） 次の理由により，建設発生土処分先一覧表には掲載しないこととしたので通知します。 １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地 ３　不掲載の理由　　○○○○○○○○○○	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
（削除）	・受入地（一時堆積）の削除	様式第８号（第８条関係） （建設発生土受入地（一時堆積）用） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 事業者名称 代表者　　押印不要 （申請時に往削除） 定期報告書 次の建設発生土受入地（一時堆積）について，関係する書類を添えて報告します。	

施設	名称		
	所在地	住所	
事業者	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
	担当者氏名		
報告する月		年　　月分	
添付する書類	受入・搬出実績表		枚
	搬入集計表		枚
	搬出集計表		枚
	写真		枚

注）要領第８条の規定により，毎月２０日までに前月分の報告を行うこと。

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第９－１号（第８条，第９条関係）（削除）	・受入地（一時堆積）の削除	様式第９－１号（第８条，第９条関係） （建設発生土受入地（一時堆積）用） **搬入・搬出実績表** 令和〇〇年度 ※一時堆積行為に係る土砂を月間500m³以上搬出する場合は，当該月初日の１０日前までに広島県土砂の適正処理に関する条例第９条第１項の規定による届出（一時たい積土砂処理計画届出書）が必要であり，かつ，搬出を完了した日から２０日以内に同条例第１５条の規定による届出（土砂搬出完了（廃止）届出書）が必要である。	

搬入月	搬入量(m³)	搬出量(m³)	一時堆積土砂処理計画届出及び土砂搬出完了等届出の有無※	月末堆積量(m³)
４月				
５月				
６月				
７月				
８月				
９月				
１０月				
１１月				
１２月				
１月				
２月				
３月				
合計				

【新】R７.１.１　施行

様式第９号（第８条，第９条関係）
（建設発生土受入地用）

搬入集計表

○年○月

搬入日	公共工事・民間工事	業者名	工事名	搬入量（m³）
○月○日～○月○日	○○工事	㈱○○建設	△△線道路改良工事	○○○
合計				

注）民間工事の場合，業者名及び工事名は省略可とする。

様式第９－３号（第８条，第９条関係）（削除）

・様式号ずれ

・受入地（一時堆積）の削除

【旧】R5.9.28　施行

様式第９－２号（第８条，第９条関係）
（建設発生土受入地用）
（建設発生土受入地（一時堆積）用）

搬入集計表

○年○月

搬入日	公共工事・民間工事	業者名	工事名	搬入量（m³）
○月○日～○月○日	○○工事	㈱○○建設	△△線道路改良工事	○○○
合計				

注）民間工事の場合，業者名及び工事名は省略可とする。

様式第９－３号（第８条，第９条関係）
（建設発生土受入地（一時堆積）用）

搬出集計表

○年○月

搬出日	公共工事・民間工事	土地の所在	土砂埋立行為に係る許可等を受ける必要の有無※	土砂埋立行為を行う者			搬出量（m³）
				氏名又は名称	住所	連絡先（携帯不可）	
○月○日～○月○日	○○工事	○○市△△町××番地	無	○○建設	○○市△△町××番地	○○○-○○○-○○○○	○○○
合計							

※土砂の搬出先における土砂埋立行為が，広島県土砂の適正処理に関する条例第１６条本文及び同条例施行規則第１６条第１項に列挙されている法令等の許可，認可その他これらに相当する行為を受ける必要の有無を搬出先等に確認して記載すること。

【新】R７.１.１　施行

様式第１０－１号（第９条関係）
（建設発生土リサイクルプラント用）

搬入・搬出実績表

令和○○年度

搬入月	土質別搬入量（m³）					月総搬入量(m³) a	月総搬出量(m³) b	一時堆積土砂処理計画届出及び土砂搬出完了等届出の有無※	月末残量(m³) c=a-b (c=0は-)		
	第一種	第二種	第三種	第四種	その他					再生砕の搬入土量(m³) D	再生材量(m³) E
７月											
８月											
９月											
１０月											
１１月											
１２月											
１月											
２月											
３月											
４月											
５月											
６月											
合計											

※一時堆積行為に係る土砂を月間500m³以上搬出する場合は，当該月初日の１０日前までに広島県土砂の適正処理に関する条例第９条第１項の規定による届出（一時たい積土砂処理計画届出書）が必要であり，かつ，搬出を完了した日から２０日以内に同条例第１５条の規定による届出（土砂搬出完了（廃止）届出書）が必要である。

様式第１０－３号（第９条関係）
（建設発生土リサイクルプラント用）

搬出集計表

処理土のうちセメント系及び石灰系の改良材等を混合し，土の性状を化学的に改良（安定処理）したもの

○年○月

搬出日	公共工事・民間工事	搬出土地の所在	土砂埋立行為に係る許可等を受ける必要の有無※	土砂埋立行為を行う者			搬出量(m³)		
				氏名又は名称	住所	連絡先（携帯不可）		改良土(m³)	改良土除く処理土(m³)
○月○日～○月○日	○○工事	○○市△△町××番地	無	○○建設	○○市△△町××番地	○○○-○○○-○○○○	○○○	○○○	○○○
合計									

※土砂の搬出先における土砂埋立行為が，広島県土砂の適正処理に関する条例第１６条本文及び同条例施行規則第１６条第１項に列挙されている法令等の許可，認可その他これらに相当する行為を受ける必要の有無を搬出先等に確認して記載すること。

・月の並び順と用語の修正

・用語の修正

【旧】R5.9.28　施行

様式第１０－１号（第９条関係）
（建設発生土リサイクルプラント用）

搬入・搬出実績表

令和○○年度

搬入月	土質別搬入量（m³）					月総搬入量(m³)	月総搬出量(m³)	一時堆積土砂処理計画届出及び土砂搬出完了等届出の有無※	月末残量(m³)		
	第一種	第二種	第三種	第四種	その他					受入土残量(m³)	処理後土残量(m³)
４月											
５月											
６月											
７月											
８月											
９月											
１０月											
１１月											
１２月											
１月											
２月											
３月											
合計											

※一時堆積行為に係る土砂を月間500m³以上搬出する場合は，当該月初日の１０日前までに広島県土砂の適正処理に関する条例第９条第１項の規定による届出（一時たい積土砂処理計画届出書）が必要であり，かつ，搬出を完了した日から２０日以内に同条例第１５条の規定による届出（土砂搬出完了（廃止）届出書）が必要である。

様式第１０－３号（第９条関係）
（建設発生土リサイクルプラント用）

搬出集計表

○年○月

搬出日	公共工事・民間工事	搬出土地の所在	土砂埋立行為に係る許可等を受ける必要の有無※	土砂埋立行為を行う者			搬出量(m³)		
				氏名又は名称	住所	連絡先（携帯不可）		処理済土(m³)	無処理土(m³)
○月○日～○月○日	○○工事	○○市△△町××番地	無	○○建設	○○市△△町××番地	○○○-○○○-○○○○	○○○	○○○	○○○
合計									

※土砂の搬出先における土砂埋立行為が，広島県土砂の適正処理に関する条例第１６条本文及び同条例施行規則第１６条第１項に列挙されている法令等の許可，認可その他これらに相当する行為を受ける必要の有無を搬出先等に確認して記載すること。

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第１１号（第９条関係） （建設発生土受入地用） **搬入実績表** 令和〇〇年度 搬入月 ／ 搬入量（m³） ７月 ８月 ９月 １０月 １１月 １２月 １月 ２月 ３月 ４月 ５月 ６月 合計 受入容量残量（６月末時点） ／ m³	・月の並び順の修正	様式第１１号（第９条関係） （建設発生土受入地用） **搬入実績表** 令和〇〇年度 搬入月 ／ 搬入量（m³） ４月 ５月 ６月 ７月 ８月 ９月 １０月 １１月 １２月 １月 ２月 ３月 合計 受入容量残量（３月末時点） ／ m³	

【新】R７.１.１　施行

様式第１２号（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

事業者名称
代表者　　押印不要（申請時には削除）

変更申請書

このことについて，次のとおり受入内容に変更が生じたので，関係する書類及び図面を添えて申請します。

施設	名称		
	所在地	住所	
事業者	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
	担当者氏名		

	変更後	変更前
変更の内容	○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○

注）要領第３条第１項及び第２項に定める申請書類のうち，変更に係るものを添付すること。

・受入地（一時堆積）の削除

【旧】R5.9.28　施行

様式第１２号（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

事業者名称
代表者　　押印不要（申請時には削除）

変更申請書

このことについて，次のとおり受入内容に変更が生じたので，関係する書類及び図面を添えて申請します。

施設	名称		
	所在地	住所	
事業者	名称		
	所在地	郵便番号	〒
		住所	
	連絡先	ＴＥＬ	
	担当者氏名		

	変更後	変更前
変更の内容	○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○

注）要領第３条第１項から第３項までに定める申請書類のうち，変更に係るものを添付すること。

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第１４号（第１８条関係） 令和　　年　　月　　日 事業者名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 建設発生土リサイクルプラント 建　設　発　生　土　受　入　地　の是正勧告通知 建設発生土リサイクルプラント このことについて，次のとおり　建　設　発　生　土　受　入　地　へ是正を勧告します。 １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地 ３　是正勧告の内容　　○○○○○○○○○○○○○○	・受入地（一時堆積）の削除	様式第１４号（第１８条関係） 令和　　年　　月　　日 事業者名称 代　表　者　　様 広島県土木建築局技術企画課長 建設発生土リサイクルプラント 建　設　発　生　土　受　入　地　の是正勧告通知 建設発生土受入地（一時堆積） 建設発生土リサイクルプラント このことについて，次のとおり　建　設　発　生　土　受　入　地　へ是正を勧告します。 建設発生土受入地（一時堆積） １　施設の名称　　○○○○○○ ２　施設の所在地　　○○市　△△町　□□番地 ３　是正勧告の内容　　○○○○○○○○○○○○○○	

【新】R７.１.１　施行		【旧】R5.9.28　施行	
様式第１５号（第２１条関係） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 事業者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 受入中止届 建設発生土リサイクルプラント※ このことについて，次のとおり　建　設　発　生　土　受　入　地　への受入を中止するので， 届け出ます。 施設 名称 所在地 住所 事業者 名称 所在地 郵便番号 〒 住所 連絡先 ＴＥＬ ＦＡＸ Ｅ-ｍａｉｌ 担当者氏名 中止する年月日 年　月　日 中止する理由 ※不要な文字は，二重線で取り消すこと	・受入地（一時堆積）の削除	様式第１５号（第２１条関係） 令和　　年　　月　　日 広島県土木建築局技術企画課長　様 事業者名称 代表者　　押印不要 （申請時には削除） 受入中止届 建設発生土リサイクルプラント※ このことについて，次のとおり　建　設　発　生　土　受　入　地　への受入を中止するので， 建設発生土受入地（一時堆積） 届け出ます。 施設 名称 所在地 住所 事業者 名称 所在地 郵便番号 〒 住所 連絡先 ＴＥＬ ＦＡＸ Ｅ-ｍａｉｌ 担当者氏名 中止する年月日 年　月　日 中止する理由 ※不要な文字は，二重線で取り消すこと	